

政令第三百四十七号

関税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第十二号の規定に基づき、この政令を制定する。

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「福 岡＝北九州」を  
「福 岡  
佐 賀  
佐 賀」  
に改める。

附 則

この政令は、平成二十五年十二月二十日から施行する。